

ベータ版規約

ベータ版規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ミソラコネクト(以下「当社」といいます。)が、未公開又は開発中の機能又はサービス(評価版、ベータ版、Early Access、Technology Preview、Private Beta又はLimited Previewと題されるものを含みますが、これらに限られません。以下「ベータ版」といいます。)を、候補者、申込者又は利用者(それぞれの定義は第1条に定める通りです。これらを総称して、以下「利用者等」といいます。)に紹介又は提供するにあたり、適用されるものです。本規約に同意いただけない場合は、利用者等は、ベータ版を利用することができません。

第1条(適用・定義)

1. 当社は、ベータ版の紹介に際して秘密情報を開示する場合、開示に先立ち、本規約第5条(知的財産権)及び第9条(守秘義務)が適用される旨を、ベータ版の紹介を受ける者(本規約中、「候補者」といいます。)に明示するものとします。候補者は、当該明示を受けた後にベータ版に関する情報の開示を受けた時点で、本規約第5条(知的財産権)及び第9条(守秘義務)に同意したものとみなされます。
2. ベータ版の利用を希望する者(本規約中、「申込者」といいます。)は、当社所定の方法により申込を行うものとします。
3. 申込者は、ベータ版の利用申込の時点において、本規約に同意したものとみなされます。ただし、ベータ版の提供にあたって別途条件がある場合は、本規約に加えさらにその条件にも従うものとします。
4. 本規約は個々の機能又はサービスごとに適用され、申込者からの個々の機能又はサービスごとの利用申込に対して、当社が承諾をした時に、ベータ版利用契約(以下「本契約」といいます。)が成立します。本契約は、契約成立時から申込者と当社の間で効力を生じ、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社がベータ版の提供を終了する時まで有効とします(本規約において、効力発生日以降の申込者を「利用者」といいます。)。なお、当社は、その裁量により申込を承諾しないことができます。当社は、申込を承諾しないことにより申込者に生じたいかなる損害についても、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
5. ベータ版の全部又は一部の機能又はサービスに関連する個別利用規約と本規約の規定が競合又は不一致となる場合は、本規約に別段の定めがある場合を除き、個別利用規約が優先します。
6. 本規約は、ベータ版の提供に関して、当社モバイル通信サービス約款(法人契約)(以下「通信約款」といいます。)に優先して適用されます。ただし、ベータ版が通信約款に基づくモバイル通信サービス(回線・SIM等)を伴って提供される場合、当該回線・SIMに係る権利義務(料金、SIM等の管理義務、通信の制限等)については通信約款の定めによるものとします。

第2条(規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で利用者に対して変更内容を告知するものとします。

す。当該告知が行なわれた後に利用者がベータ版を利用した場合には、利用者は、かかる変更
に同意したものとみなし、当社は、変更後の規約に規定される条件を適用します。

第3条(利用料金及び利用上限)

1. ベータ版の利用は、原則として有償とします。当社は、当該ベータ版の利用申込前に、料
金及び支払条件を申込者に提示するものとし、申込者は、当該条件及び当社が別途定
める条件に従って利用料金を支払うものとします。ただし、当社が個別に無償と定める場
合は、この限りではありません。
2. 利用料金の支払時期、支払方法その他支払に関する条件は、当社が別途定めるところ
によります。利用料金の支払に要する振込手数料その他の費用は、利用者の負担としま
す。
3. ベータ版が通信(協定事業者の網を利用するデータ通信、音声通信又はSMSを含む。)を
伴う場合、当社は、利用者ごとに通信量、接続数その他の利用条件について上限を定め
ることができるものとします。この場合、当社は通信約款に従い料金請求をすることが
できます。また、当社は、利用者が当該上限を超過した場合、当該超過分についての料
金を請求し、又はベータ版の提供を制限することができるものとします。

第4条(フィードバック等)

1. 当社は、利用者に対してベータ版の操作性、デザイン、性能、不具合等に関する感想、
意見、要望、報告等(以下「フィードバック」といいます。)を求めることができるものとしま
す。当社は、当該フィードバックを無制限かつ無償で自由に利用できるものとし、利用者
は何らの権利主張もしないものとします。
2. 当社は、利用者によるベータ版の利用状況をモニタリングし、その情報をベータ版又は当
社の他の製品、サービス若しくは機能の改良、改善及び開発に利用する場合があります。
す。
3. 本条は、ベータ版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により
終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第5条(知的財産権)

1. ベータ版及びこれに付帯する製品、サービス又は機能に関する特許権、実用新案権、商
標権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産(特許その他の知的財産権を受け
る権利を含みます。以下同じとします。)及び実証実験のデータその他の記録は、当社
又はそのライセンサーに帰属するものであり、ベータ版、又はこれに付帯する製品、サー
ビス若しくは機能提供の過程での当社による利用者等に対する情報の開示は、明示、黙
示を問わず、いかなる意味においても、当社又は当該ライセンサーの特許権、実用新案
権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他の
いかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。
2. 利用者等は、前項に定められた事項を踏まえ、ベータ版及びこれに付帯する製品、サー
ビス又は機能について、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権
を取得しようとはなりません。利用者等がこれに違反した場合、当社又はそのライセ
ンサーは利用者等に当該出願又は登録に関する権利又はその持分を無償で譲渡すべ
き旨を請求することができます。
3. 利用者等は、ベータ版に係る発明に改良等(以下「改良等」といいます。)を行った場合、
その旨を当社に対して速やかに通知した上で、改良等が発明その他の知的財産又はノ
ウハウ等に該当する場合は、利用者等は当該改良等に関する特許権その他の知的財
産権、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関す

る権利を総称して「特許権等」といいます。)の帰属その他取扱いについて、当社及び当社が必要と認める場合には、ベータ版に関する知的財産権を有する第三者(以下併せて「当社等」といいます。)と協議の上、必要又は相当と認められる事項を定めるものとします。かかる協議の結果、特許権等を当社等に帰属させることになった場合、利用者等は、次の各号のすべての措置をとるものとします。

- (1) 当社等に帰属することとなる特許権等について、必要となる職務発明に関する特許権等の取得又は承継の適正手続(職務発明規程の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など)を履践する。
- (2) 当社等の要請に応じて特許権等の取得手続に必要な協力を行う。
4. 本条はベータ版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第6条(禁止事項)

利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 電気通信事業法及び電波法等の関連する法令等が定める技術基準に適合しない端末を利用する行為
- (2) ベータ版が対応しない端末を利用する行為
- (3) 当社所定の基準を超えるトラフィックを継続的に発生させることにより、当社又は協定事業者の設備若しくはシステムに過大な負荷を生じさせる行為
- (4) 児童買春、児童ポルノその他の違法・有害情報の閲覧又は取得のため、迷惑メール又はSMS等の送信その他当社が不適切と判断する目的でベータ版を利用する行為
- (5) ベータ版の利用者資格及びベータ版を通して当社から提供される情報(以下「当社提供情報」といいます。)の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為
- (6) 第三者の使用に供するためにベータ版の利用者資格を含む当社提供情報の全部若しくは一部を複製する行為、第三者にベータ版及び当社提供情報を取扱わせる行為
- (7) 当社提供情報を改変又は改竄する行為
- (8) 第三者が提供する商品又はサービスに対して当社提供情報を利用する行為
- (9) 当社又は第三者の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対して当社提供情報を利用する行為
- (10) 当社提供情報を基にして知的財産権を出願する行為
- (11) 不正なアクセス、コンピューターウィルス等を用いて当社提供情報を格納するサーバーに対して攻撃を行う行為
- (12) ベータ版に対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他一切の解析を行う行為
- (13) SIMアプレット、認証情報(Ki/OPc等)、通信プロファイルその他SIM等に格納された情報を当社の事前承諾なく読出し、変更又は複製する行為
- (14) 当社の信用を損なう行為
- (15) 前各号の行為を第三者に行わせる行為
- (16) その他前各号に準ずる行為

第7条(解約)

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に催告することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。
- (1) 利用者が、ベータ版の利用申込をするために提示する情報について、故意又は重大な過失によって事実を告げなかった場合、又は事実と異なることを告げた場合
- (2) 利用者が、本規約、個別利用規約、又はベータ版の提供にあたって適用される別途条

件のいずれかに違反した場合若しくはそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合

- (3) 利用者が、当社の製品又はサービスの全部又は一部の利用を制限された場合
- (4) 利用者が、ベータ版の利用料金の支払を遅滞した場合
2. 利用者は、当社所定の方法により当社に通知することにより、本契約を将来に向かって解約することができます。この場合の解約の効力発生時期その他の取扱いは、当社が別途定める条件によります。
3. 本契約が解約その他の事由により終了した場合であっても、利用者は、終了の時点までに既に発生した利用料金の支払義務を免れないものとします。利用者の責めに帰すべき事由により本契約が終了した場合、当社は、既に支払を受けた利用料金を返金しないものとします。

第8条(免責)

1. ベータ版は開発中のものであり、当社は、利用者に予告なく仕様変更を行い、又は提供を停止・終了することがあります。当社の都合により有償で提供するベータ版の提供を終了する場合において、利用者が前払いした利用料金のうち、その対価となるベータ版の提供がされていない部分があるときは、当社は、当該部分に相当する額を利用者に返金するものとします。返金額の算定方法その他返金に関する取扱いは、当社が別途定める料金及び支払条件によります。
2. 当社は、ベータ版について、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性及びベータ版に係る機能又はサービスが将来正式版として提供されることを含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。
3. 当社は、ベータ版から正式版への切り換え時において、仕様や設定及びデータ等の互換性を保証しません。
4. ベータ版は通信約款に基づく損害賠償の対象外とします。当社は、ベータ版の利用により利用者が被った損害について、当該損害が当社の責めに帰すべき事由による場合に限り、これを賠償する責任を負います。この場合の賠償の範囲は、利用者に現実に生じた直接かつ通常の損害に限られ、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害及び間接損害を含まないものとし、かつ、その賠償額の累計は、利用者が当社に対して支払った当該ベータ版の利用料金の総額を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。なお、ベータ版の利用により第三者が被った不利益又は損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 本条は、ベータ版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第9条(守秘義務)

1. 利用者等は、ベータ版に関する一切の情報のうち、当社が公表していない事実又は情報(本規約中、「当社秘密情報」といいます。)を、かかる事実又は情報を知ったのが本規約への同意前か後であるかを問わず、当社の事前の書面による許可なく、第三者に開示、共有、漏洩しないものとします。ただし、法令又は裁判所、監督官庁その他当社又は利用者等を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い必要な範囲において当社秘密情報を開示することができます。
2. 利用者等は、ベータ版の利用の検討及び利用以外の目的で、当社秘密情報を利用してはなりません。

3. 当社は、第1条第2項に基づく申込以降、ベータ版の利用に際して当社に開示された、利用者等の技術上、経営上の秘密情報、その他一般に公表していない一切の情報に関する秘密を厳守します。ただし、法令又は裁判所、監督官庁その他当社又は利用者等を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い必要な範囲において当該情報を開示することができます。
4. 前項にかかわらず、当社は、第4条(フィードバック等)に定める範囲で、利用者の情報を利用することができるものとします。
5. 本条はベータ版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

当社及び利用者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下、併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。

- (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること。
 - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下、これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。
 - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
 - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
 - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 当社又は利用者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
- 3 当社又は利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
- (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
 - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第11条(分離可能性)

1. 本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。
2. 本条はベータ版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第12条(準拠法・管轄)

1. 本規約又は本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。
2. 本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本条はベータ版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

以 上